

改正

平成19年3月30日条例第3号

中野市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 中野市基本構想、基本計画及び国土利用計画について市長の諮問に応じ調査審議するため、中野市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 中野市教育委員会の委員
- (2) 中野市農業委員会の委員
- (3) 市内公共的団体等の代表
- (4) 識見を有する者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会に、専門的な事項について調査審議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員が互選する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日条例第3号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。